

議案第 号

宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する  
ものとする。

令和4年（2022年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例の一部を改正する条例  
宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例（平成23年条例第2号）の一部を次のよう  
に改正する。

目次中「第20条」を「第21条」に、「第21条—第28条」を「第22条—第29  
条」に、「第29条」を「第30条」に改める。

第2条第1号中「者」の次に「及び第3号に規定する公益通報の日前1年以内に次に掲  
げる者であった者」を加え、同号オ中「労務提供先」を「役務提供先」に改める。

第29条を第30条とする。

第4章中第28条を第29条とする。

第27条第1項中「第23条第1号」を「第24条第1号」に改め、同条を第28条と  
する。

第26条第3項中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第27条と  
する。

第25条を第26条とし、第21条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第3章中第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条  
を加える。

（損害賠償の制限）

第19条 市は、公益通報によって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした  
公益通報者又は調査協力者に対して、賠償の請求を行わない。

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例(平成23年条例第2号)新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 宝塚市公正職務審査会(第6条—第11条)</p> <p>第3章 公益通報者保護制度(第12条—<u>第20条</u>)</p> <p>第4章 要望等の記録制度(<u>第21条—第28条</u>)</p> <p>第5章 雑則(<u>第29条</u>)</p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員等 次に掲げる者 _____ _____をいう。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ アからエまでに掲げる者のほか、本市が<u>労務提供先</u>(公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第1項に規定する<u>労務提供先</u>をいう。)となる労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(不利益な取扱いに係る申出等)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(不利益な取扱いに関する調査の結果に係る通知等)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(要望等への対応の基本原則)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>(要望等の記録等)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p>(記録の例外)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 宝塚市公正職務審査会(第6条—第11条)</p> <p>第3章 公益通報者保護制度(第12条—<u>第21条</u>)</p> <p>第4章 要望等の記録制度(<u>第22条—第29条</u>)</p> <p>第5章 雑則(<u>第30条</u>)</p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員等 次に掲げる者<u>及び第3号に規定する公益通報の日前1年以内に次に掲げる者であった者をいう。</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ アからエまでに掲げる者のほか、本市が<u>役務提供先</u>(公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第1項に規定する<u>役務提供先</u>をいう。)となる労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(損害賠償の制限)</p> <p><u>第19条</u> 市は、<u>公益通報によって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者又は調査協力者に対して、賠償の請求を行わない。</u></p> <p>(不利益な取扱いに係る申出等)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(不利益な取扱いに関する調査の結果に係る通知等)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>(要望等への対応の基本原則)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p>(要望等の記録等)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>(記録の例外)</p>

第23条 (略)

(諮問等)

第24条 (略)

(審査会の答申)

第25条 (略)

(審査会の答申の尊重)

第26条 (略)

2 (略)

3 市の執行機関は、前条第2項の規定により審査会の答申があったときは、第21条第1項及び第2項に規定する要望等への対応の基本原則に従い、要望等に対し適切に対応しなければならない。

(要望等の記録の報告等)

第27条 市の執行機関は、要望等の記録(第23条第1号に規定する記録を含む。)を整理し、年に2回審査会に報告しなければならない。

2・3 (略)

(公表)

第28条 (略)

(委任)

第29条 (略)

第24条 (略)

(諮問等)

第25条 (略)

(審査会の答申)

第26条 (略)

(審査会の答申の尊重)

第27条 (略)

2 (略)

3 市の執行機関は、前条第2項の規定により審査会の答申があったときは、第22条第1項及び第2項に規定する要望等への対応の基本原則に従い、要望等に対し適切に対応しなければならない。

(要望等の記録の報告等)

第28条 市の執行機関は、要望等の記録(第24条第1号に規定する記録を含む。)を整理し、年に2回審査会に報告しなければならない。

2・3 (略)

(公表)

第29条 (略)

(委任)

第30条 (略)

(資料) 宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の理由

事業者における不祥事が、早期に是正されることにより被害の防止を図ることを目的として制定された公益通報者保護法（以下「法律」という。）が、更なる実効性のあるものとするために、消費者庁等により法律の改正に向けた検討が行われてきました。その検討の結果、法律の改正が令和2年6月12日に公布され、令和4年6月1日から施行されることとなりました。

本市においても、法律の改正に伴い、通報者がより保護されやすくするために宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例（以下「条例」という。）の改正を行うものです。

## 2 改正の概要

### (1) 公益通報者の範囲の拡大（条例第2条、法律第2条第1項）

退職後であっても、法令違反等の事実を知った者を不利益取扱い（退職金の不支給、再雇用の拒否など）から保護し、もって公益通報を促すことで是正につなげるべく、公益通報ができる職員等に、退職後1年以内の職員等を追加するものです。

### (2) 損害賠償の制限（条例第19条、法律第7条）

公益通報によって損害を受けたことを理由として公益通報者又は公益通報に係る調査に協力した者が損害賠償義務を負うことは、不利益としては大きいものであり、損害賠償義務を負う懸念があれば、公益通報を躊躇することになり、公益通報を通じた法令順守が実現できません。そのため、損害賠償義務を負うことの職員の懸念を払拭することを目的として、公益通報によって損害を受けたことを理由として公益通報者又は公益通報に係る調査に協力した者に賠償の請求を行わない旨の規定を追加するものです。

### (3) 所要の改正

ア 第19条が新設されたことに伴う目次、条ずれの改正

イ 用語の整理に伴う改正（労務提供先から役務提供先に改正）

※法律改正により、法律第2条第3項に規定する「通報対象事実」が、刑事罰の対象となる事実だけでなく、行政罰（過料）の対象となる事実も追加されました。

現行の条例第2条第2号に規定する「通報対象事実」には、既に法律改正後の通報対象事実も含んでいるため、本規定に関しては条例改正を行いません。

## 3 施行日

令和4年6月1日（公益通報者保護法が施行される日）

(参考) 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)新旧対照表 (抜粋)

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この法律において「公益通報」とは、<u>労働者(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。)</u>が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、<u>その労務提供先(次のいずれかに掲げる事業者(法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)</u>又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員</p> <p>_____、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、<u>当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者(以下「労務提供先等」という。)</u>、当該通報対象事実について処分(命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。)若しくは勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。)をする権限を有する行政機関_____</p> <p>_____又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者(当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、<u>当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号_____</u>において同じ。)に通報することをいう。</p> <p>一 当該労働者を自ら使用する事業者(次号に掲げる事業者を除く。)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>二 当該労働者が派遣労働者(労働者派遣事</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この法律において「公益通報」とは、<u>次の各号に掲げる者</u></p> <p>_____が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、当該各号に定める_____</p> <p>_____事業者(法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。))をいう。(以下「<u>役務提供先</u>」という。又は当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員(法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令(法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。)の規定に基づき法人の経営に従事している者(会計監査人を除く。))をいう。以下同じ。)、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、<u>当該役務提供先若しくは当該役務提供先があらかじめ定めた者(以下「役務提供先等」という。)</u>、当該通報対象事実について処分(命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。)若しくは勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。)をする権限を有する行政機関<u>若しくは当該行政機関があらかじめ定めた者(次条第二号及び第六条第二号において「行政機関等」という。)</u>又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者(当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、<u>当該役務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号及び第六条第三号</u>において同じ。)に通報することをいう。</p> <p>一 労働者(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。)又は労働者であった者 当該労働者又は労働者であった者を自ら使用し、又は当該通報の日前一年以内に自ら使用していた事業者(次号に定める事業者を除く。)</p> <p>二 派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運</p>

業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第五条第二項において同じ。）の役務の提供を受ける事業者

三 前二号に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該労働者が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

#### 四 （略）

3 この法律において「通報対象事実」とは、次の\_\_\_\_\_いずれかの事実をいう。

一 個人\_\_\_\_\_の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号\_\_\_\_\_において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実\_\_\_\_\_

#### 二 （略）

（新設）

営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）又は派遣労働者であった者 当該派遣労働者又は派遣労働者であった者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第四条及び第五条第二項において同じ。）の役務の提供を受け、又は当該通報の日前一年以内に受けていた事業者

三 前二号に定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前一年以内に従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者 当該他の事業者

#### 四 （略）

3 この法律において「通報対象事実」とは、次の各号のいずれかの事実をいう。

一 この法律及び個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。以下この項において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実又はこの法律及び同表に掲げる法律に規定する過料の理由とされている事実

#### 二 （略）

（損害賠償の制限）

第7条 第二条第一項各号に定める事業者は、第三条各号及び前条各号に定める公益通報によって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対して、賠償を請求することができない。

### 公益通報者保護法改正の概要

#### （1）法律第2条第1項

公益通報者の範囲が、現行の労働者から退職者（退職後1年以内）が追加された。

#### （2）法律第2条第3項

通報対象事実が、現行の刑事罰の対象となる事実から行政罰（過料）の対象となる事実が追加された。

#### （3）法律第7条

公益通報に伴う損害賠償責任の免除が新設された。